

7. お問い合わせ先・申請先・事業者（販売店）からの請求書送付先

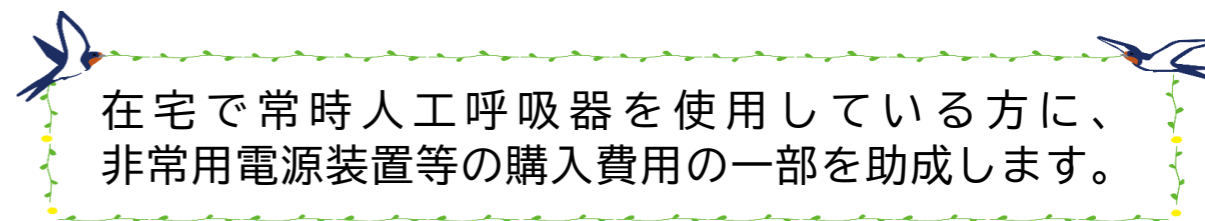
神戸市健康局保健所保健課（難病担当）
〒650-8570 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
電話：078-331-8181（内線 3363・3366） F A X：078-241-0567



市役所・区役所一覧

お住まいの地域	所在地	電話番号
市役所	健康局保健所保健課（難病担当） 〒650-8570 中央区加納町6丁目5番1号	（代）331-8181
東灘区	東灘区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒658-8570 東灘区住吉東町5丁目2番1号	（代）841-4131
灘区	灘区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒657-8570 灘区桜口町4丁目2番1号	（代）843-7001
中央区	中央区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒651-8570 中央区東町115番地	（代）335-7511
兵庫区	兵庫区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒652-8570 兵庫区荒田町1丁目21番1号	（代）511-2111
北区	北区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒651-1195 北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	（代）593-1111
	北神区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒651-1302 北区藤原台中町1丁目2番1号	（代）981-5377
長田区	長田区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒653-8570 長田区北町3丁目4番3号	（代）579-2311
須磨区	須磨区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒654-8570 須磨区大黒町4丁目1番1号	（代）731-4341
	北須磨支所 保健福祉課（難病の窓口） 〒654-0195 須磨区中落合2丁目2番6号	（代）793-1212
垂水区	垂水区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒655-8570 垂水区日向1丁目5番1号	（代）708-5151
西区	西区役所 保健福祉課（難病の窓口） 〒651-2205 西区糀台5丁目4番1号	（代）940-9501
	西区玉津支所 保健福祉サービス窓口 〒651-2144 西区玉津町小山180番3号	965-6400

神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業



1. 事業の概要

『神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業』は、常時人工呼吸器を使用する在宅の身体障害者（児）及び難病患者等の方に対し、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成するものです。

2. 対象となる方

下記の（1）及び（2）に該当する方

（1）神戸市の住民基本台帳に住民登録がある方

（2）在宅において常時、人工呼吸器（TPPV：気管切開孔を介したものの、またはNPPV：鼻マスクまたは顔マスクを介したもの）を使用している方

※ 医療機関等に入院中の方及び障害者施設等（特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの高齢者施設を含みます。）に入所中の方は対象外です。

3. 対象となる用品・性能・助成基準額

対象となる用品の種目、性能の要件及び助成基準額については、以下のとおりです。ただし、用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、助成の対象とはなりません。

用品の種目 （以下の1つについて助成）	性能要件	耐用年数	助成基準額
正弦波インバーター発電機	障害者等または介助者が容易に使用可能な、ガソリンまたはガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	10年	120,000円
ポータブル電源等（蓄電池）	障害者等または介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの または、人工呼吸器専用バッテリーで6時間以上使用できるもの	5年	65,000円
DC/ACインバーター	障害者等または介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に交換する装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	50,000円

<注意事項>

（1）疑似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は助成の対象外です。

（2）特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。

- ① 日本語の取扱説明書が添付されていること
- ② 電気用品安全法の適合検査に適合した（PSEマークが付いている）製品であること

- (3) 用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、助成の対象外です。
- (4) 直接、医療機器につなげて使用すると故障する可能性がありますので、必ず外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じてください。
特に、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーターについては、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証までは行っておりませんので注意が必要です。
- (5) 当該助成により購入した用品を直接、医療機器に接続して使用するなどの誤った方法で使用したことで医療機器に故障が発生した場合、市はその責を負うことはできませんのでご了承ください。

ご使用中の人工呼吸器にはどの用品がよいのか、どのようなものが必要か等については、ご使用中の人工呼吸器のメーカーの担当者へご相談ください。

4. 費用の自己負担額

用品の購入に要する費用の1割を負担していただきます。なお、用品の購入に係る費用が助成基準額を上回るときは、自己負担額に加え、購入に係る費用と助成基準額の差額も負担となります。

5. 手続きについて

- (1) 購入する用品の選定・見積書の作成
事業者（販売店）に、「見積書（様式2号）」を持参し、購入する用品を選定した上で、事業者（販売店）に見積書の作成を依頼してください。
- (2) 申請方法
原則、郵送申請です。郵送での申請が困難な場合またはやむを得ない場合は、お住まいの居住区の区役所保健福祉課（難病の窓口）でも申請をお受けします。
以下の書類を添えて、市役所健康局保健所保健課 難病担当（7項に記載）へ郵送してください。（消印日が申請受付日となります。郵送費は申請者をご負担ください。）
 - ① 神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源購入費助成金申請書（様式1号）
 - ② 申請者の身分証明書の写し（令和3年度より）
ただし、申請者が対象者であり、かつ申請時に特定医療費（指定難病）受給者証の写し、または小児慢性特定疾病医療費受給者証の写しを添付している場合は不要
 - ③ 神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源購入費助成金用見積書（様式2号）
 - ④ 購入する用品のカタログ・チラシ等（コピー可）
 - ⑤ 常時在宅人工呼吸器を使用していることがわかるもの（ア、イ、ウのいずれか）
 - ア 特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療費受給者証（ともに写）：人工呼吸器等装着欄が『該当』のもの
 - イ 神戸市在宅人工呼吸器使用患者非常用電源購入費助成金申請書（様式1号）：『人工呼吸器等装着について』欄の主治医のサインにチェック及び医療機関名・担当医師氏名の記載があるもの
 - ウ 医師が作成した、常時在宅人工呼吸器を使用していることを証する書類：常時人工呼吸器を使用することの証明・意見書またはそれに準ずるもので医師の署名・捺印があるもの



- (3) 審査・助成の決定
助成の決定は、健康局保健課で行います。決定となった場合は申請者に交付決定通知書、助成券、請求書及び委任状を送付します。また、見積もりを行った事業者（販売店）にも、交付決定通知書及び助成券（ともに写し）を送付します。なお、助成の要件に該当しない場合には却下決定通知書を送付します。
- (4) 用品の購入・助成金の請求
保健課より決定通知書、助成券等が届いてから、見積書の作成を依頼した事業者（販売店）で用品を購入します。（※1）
助成券には、有効期限があります。また、有効期限に関わらず、用品は申請日の年度の3月31日までに**購入し、助成金の請求**をしていただく必要があります。

注意 ※1

市の助成決定前に購入した用品については、助成の対象となりません。

- 申請者が、事業者（販売店）に代理請求及び受領（※2）を委任している場合
申請者は助成券、委任状及び請求書を事業者（販売店）へ引き渡し、助成券に記載されている「⑤ 障害者等の負担すべき額」を支払います（申請者の手続きはこれで終了です）。
- 申請者が、事業者（販売店）に代理請求及び受領を委任しない場合
購入時に用品代金の全額を一旦負担する必要があります。申請者は、購入後、30日以内に請求書、助成券、用品購入の領収書（原本）を市役所健康局保健課難病担当（下記7項に記載）へ郵送し（※3）、助成金の請求を行ってください。その後、健康局保健課が内容を確認し、不備がない場合は請求書を受け取ってから30日以内に、請求書記載の口座に助成額をお支払いいたします。

※3 請求書の郵送費については、請求者をご負担ください。



※2 代理請求及び受領制度について

『代理請求及び受領』とは、障害のある方やそのご家族の負担軽減を図るため、障害のある方等（申請者）に代わって、事業者（販売店）が助成金の請求及び受領を行う制度です。『代理請求及び受領制度』を利用する場合は、申請者に代わって事業者（販売店）が神戸市に助成金の申請を行いますので、申請者は自己負担額で購入することができます。この制度を利用する場合は、委任状が必要です。
『代理請求及び受領制度』を利用しない場合は、申請者が購入時に用品代金の全額を一旦負担することになります。
『代理受請求及び受領制度』は、すべての事業者（販売店）が対応しているものではありません。見積もりを依頼する事業者（販売店）に制度の利用が可能かどうかを事前にご確認ください。

6. 注意事項

本事業の助成を受けて購入した用品について、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保に供してはなりません。また、交付決定日から耐用年数内に新たに助成を受けることはできません。